

# みらいの「県土」研究会の設置について (ふじのくに土プロジェクトの推進)

## 静岡県交通基盤部建設経済局 技術調査課

※「県土」には、本来の意味である県土と、**県で発生する土**の二つの意味を持たせています。

- ◆手軽に登録・情報検索
- ◆無料で使用可能!!



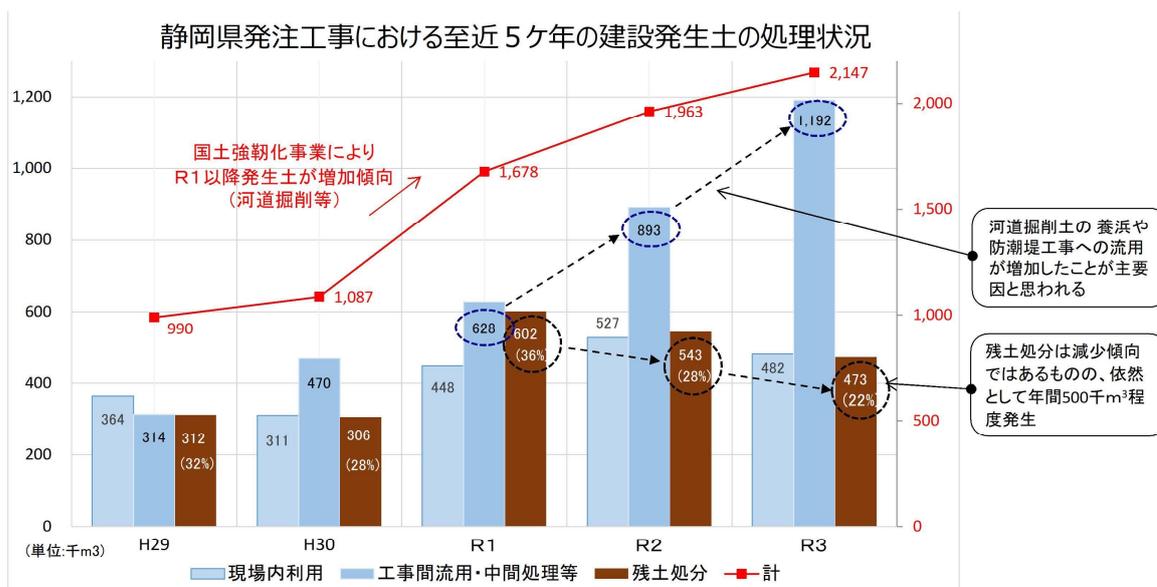
静岡県建設発生土マッチングシステム  
Shizuoka Surplus Soil Matching System

アクセスは  
こちら



### 研究会設置の趣意（建設発生土の処理状況）

- 建設発生土は有効に活用し得る資源であり、以前から建設発生土のリサイクルに取り組んできたが、有効活用できない場合、やむを得ず残土処分場で処分している。**（現況 3 割弱が処分）**
- 災害激甚化に対応するための国土強靱化事業の実施により、近年**土砂発生量が増加**



(単位:千m³)

	H29	H30	R1	R2	R3	5ヶ年平均
現場内利用	364	311	448	527	482	426
工事間流用・中間処理等	314	470	628	893	1,192	699
残土処分 〔割合〕	312 〔32%〕	306 〔28%〕	602 〔36%〕	543 〔28%〕	473 〔22%〕	447 〔28%〕
建設発生土計	990	1,087	1,678	1,963	2,147	1,573

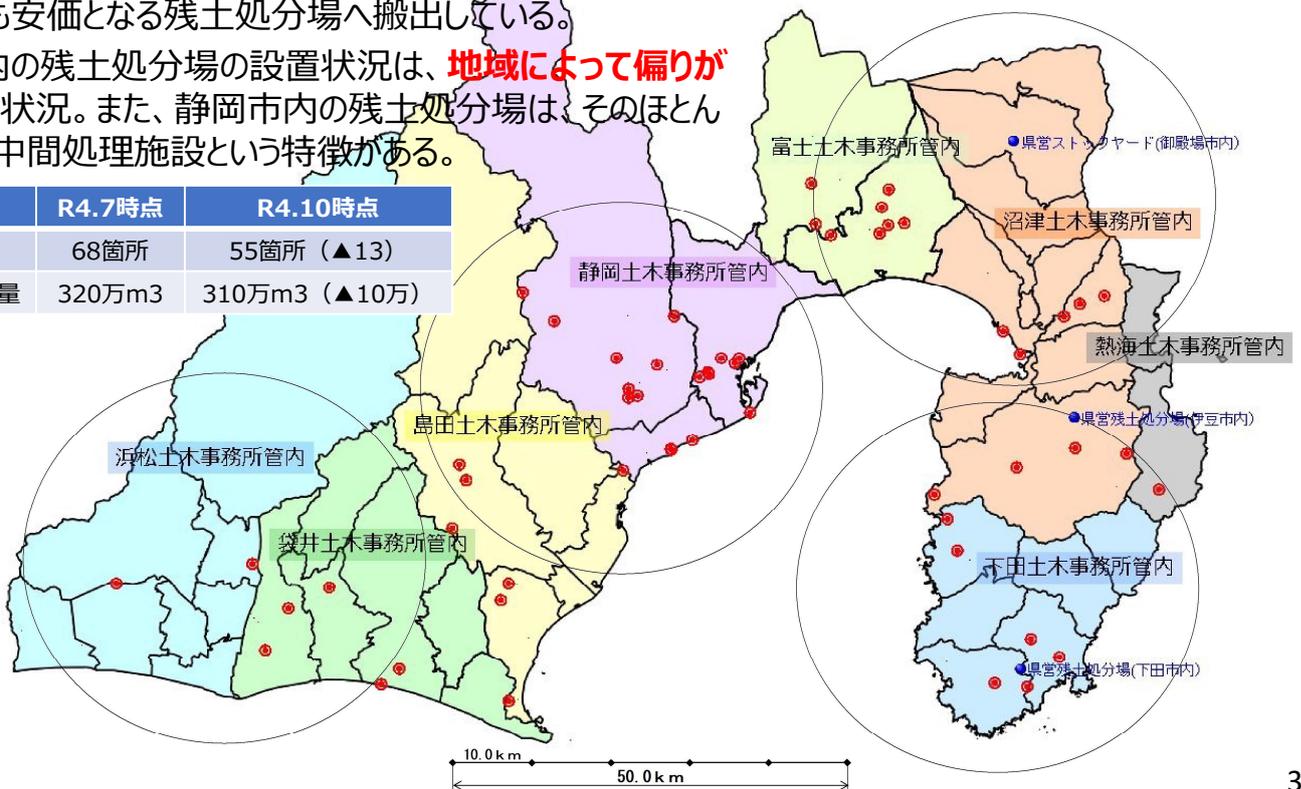
# 研究会設置の趣意（今までの建設発生土に関する主な取組）

年度	法律等	国の取組	県の取組
H3	再生資源利用促進法の制定	リサイクル原則化ルール（20kmルール）の策定	
H4		リサイクル原則化ルールの見直し（20→50kmルールに）	県版リサイクル原則化ルール（20kmルール）の策定
H6		発生土利用基準（案）の策定	
H7			県版リサイクル原則化ルールの見直し（20→50kmルールに）
H9		建設リサイクル推進計画97策定（以降5年ごとに策定）	
H10			県営残土処分場、ストックヤード事業の開始
H12	資源有効利用促進法の制定		
H15		建設発生土等の有効利用に関する行動計画の策定	
H18		発生土利用基準の改定	
H21			残土情報掲示板の運用開始
R2		建設リサイクル推進計画2020策定	2

# 研究会設置の趣意（残土処分場の設置状況 R4.10時点）

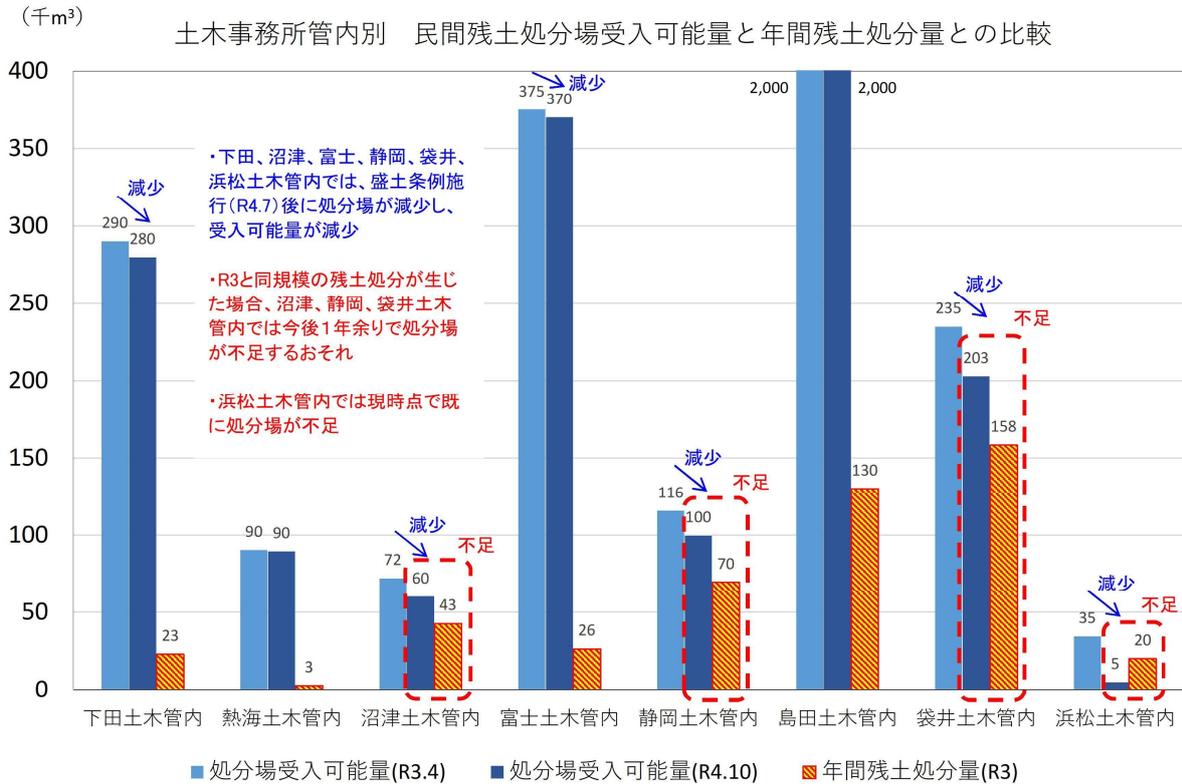
- **盛土に関する規制の強化**により、残土処理施設の管理水準の高度化が求められるとともに、施設設置の際に地元の理解が必要となり、民間事業者が運営するハードルが高まっている。
- 公共建設工事では、『**リサイクル原則化ルール**』により、まずは50kmの範囲内の他の建設工事への搬出を検討するが、利用困難な場合は、**経済比較（運搬費、処分費等）**を行った上で、最も安価となる残土処分場へ搬出している。
- 県内の残土処分場の設置状況は、**地域によって偏りがある**状況。また、静岡市内の残土処分場は、そのほとんどが**中間処理施設**という特徴がある。

	R4.7時点	R4.10時点
箇所数	68箇所	55箇所（▲13）
受入可能量	320万m <sup>3</sup>	310万m <sup>3</sup> （▲10万）



## 研究会設置の趣意（残土処分場の受入可能量のひっ迫）

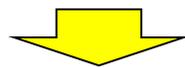
- R4年10月時点の民間残土処分場の受入可能量に対してR3の年間残土処分量を比較すると、**浜松土木管内では既に容量が不足**しており、他地区や県外へ搬出している状況。**沼津、静岡、袋井管内も今後1年余りで容量が不足するおそれ**がある。
- 今までは、ある処分場が一杯になると新たな処分場が設けられ、結果として必要な容量が確保されてきたが、規制強化により残土処分場は減少傾向となっており、**今後一層のひっ迫が懸念**される。



4

## 研究会設置の趣意（健全な県土の発展のために）

- 工事を行い地形を改変する時、土は必ず発生し、現場内で利用できない土は他の土地に移動し、利活用又は処分を行う必要があるため、**建設発生土の処理と県土の発展は一体不可分**である。
- 抱える課題は公共工事も民間工事も同様であり、**県内建設関係者が一丸**となって取り組んで行く必要がある。
- 建設発生土の処理に不安を感じている県民に対し、正しい理解を得られるよう、取組に関して**適切な情報発信**を行っていく必要がある。



建設発生土の適正処理なくして  
健全な県土の発展なし！

### 【目的】

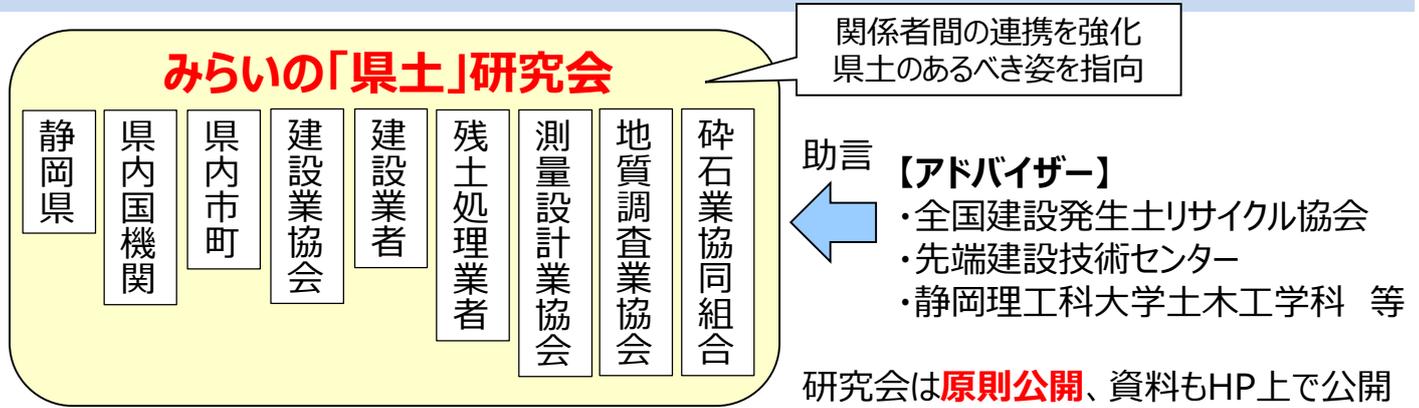
官民の建設関係者が参加する『**みらいの「県土」研究会**』を設置し、情報共有を図りながら、建設発生土を取巻く諸課題について議論し、建設発生土に関する官民プロジェクト“**ふじのくに土プロジェクト**”を推進



県内建設業全体で持続可能な建設発生土の処理を実現！！

5

# 研究会の構成と検討内容



- (1) 建設発生土の発生抑制、利活用促進、適正処分に関する事
- (2) 建設発生土情報の共有に関する事
- (3) 建設発生土処理施設に関する事
- (4) 建設発生土の利用基準、土質改良土等の品質基準に関する事
- (5) 建設発生土に関する県民の理解促進に関する事

**研究会の意見を踏まえ、県は対策を決定し、官民でプロジェクトを推進**



- 【ふじのくに土プロジェクト第一弾!!】
- 建設発生土の処理に関する基本方針の策定
  - スtockヤードの整備
  - 土質改良土の利用拡大
  - 建設発生土処理施設情報の公開

6

## 今後の開催予定

- ふじのくに土プロジェクトの対策と具体的なアクションが整理でき次第、次回の研究会を開催
- 具体的には、**四半期に1回程度**の開催を想定
- 対面とともに、オンラインも併用
- 本研究会については、ふじのくに土プロジェクトを推進している間は継続的に開催するとともに、その後についても、建設発生土に関する関係者間の連携強化、情報共有等の場として活用していきたい。

7